

熊本県公報

号外 第25号
平成20年6月30日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則……(食の安全・消費生活課) 1

規 則

熊本県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第43号

熊本県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県消費生活条例施行規則(昭和52年熊本県規則第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章の2」を「第2章」に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章 雑則(第31条-第32条)」を「第7章 知事に対する申出(第31条) 第8章 雑則(第32条-第34条)」に改める。

第1条の2の見出し中「第19条第1項第1号」を「第26条第1号」に改め、同条中「第19条第1項」を「第26条」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第1号中「生活物資等」を「商品等」に、「営業所等に誘引して」を「営業所、展示場、会議室その他の場所に誘引して、」に改め、同条第2号中「生活物資等」を「商品等」に、「安全性又は」を「安全性若しくは」に、「を告げず、又は虚偽の事実を告げて」を「又は事業者が保有し、若しくは保有し得る商品等の重要な情報を故意に消費者に提供しないで、」に改め、同条第18号中「生活物資等」を「商品等」に改め、「販売をする者」の次に「(以下この号において「販売者」という。)」を、「知りながら」の次に「、又は当該信用の供与に係る加盟店契約その他の提携をしている販売者を適切に管理していればそのことを知り得るにもかかわらず」を加え、同号を同条第26号とし、同条第17号を同条第25号とし、同条第16号中「年齢」の次に「、職業」を加え、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第24号とし、同条第15号を同条第23号とし、同条第14号中「生活物資等」を「商品等」に、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第22号とし、同条第13号中「老後」を「将来」に、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第21号とし、同条第12号中「生活物資等」を「商品等」に、「検査その他の役務又は生活物資を無償又は」を「親切を装い、同情を誘い、又は検査、点検その他の役務若しくは商品を無償若しくは」に、「提供し、これによる」を「提供することにより、」に、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第20号とし、同条第11号中「生活物資等」を「商品等」に、「執ように契約」を「、契約」に改め、同号を同条第19号とし、同条第10号を同条第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (17) 消費者がその住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (18) 消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第1条の2第9号を同条第15号とし、同条第8号中「路上」の次に「、駐車場」を、「その場で」の次に「若しくは消費者につきまとい」を加え、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第14号とし、同条第7号中「生活物資等」を「商品等」に、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (9) 消費者が購入する意思表示をしていないにもかかわらず、商品を一方的に消費者に送りつけ、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (10) 特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号)第16条第2項に規定する電子契約(以下この号において「電子契約」という。)の申込みに際し、

当該電子契約に係る電子計算機の操作が契約の申込みとなることを容易に認識できるように表示しないで、又は当該電子契約の内容を容易に確認し、及び容易に訂正できるようにしないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(11) 商品等に関し、その将来における価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(12) 商品等の販売に際し、消費者の情報又は消費者が従前にかかわった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(13) 商品等の販売に際し、契約者が契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第1条の2第6号中「生活物資等」を「商品等」に、「契約の締結」を「、契約の締結」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「生活物資等」を「商品等」に、「かのように説明して」を「と誤信させるような言動等を用いて、」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 商品等の重要な事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤信させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第1条の3の見出し中「第19条第1項第2号」を「第26条第2号」に改め、同条中「第19条第1項」を「第26条」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第1号中「又は違約金」を「、違約金又は契約の解除に伴う清算金」に、「条項を設けた」を「内容の」に改め、同条第2号中「権利を」の次に「不当に」を加え、「著しい」を削り、同条第3号中「著しい」を削り、同条第4号中「が当面必要としない」を「にとつて、」に、「生活物資の販売等」を「商品等又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入」に改め、同条第5号中「著しく」を「不当に」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 消費者の知識、経験又は財産の状況に照らして不相当と認められる内容の契約を締結させる行為

第1条の3に次の2号を加える。

(8) クレジットカード、会員証、暗証番号等商品等の購入又は提供を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させる行為

(9) 法律の規定が適用される場合に比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させる行為

第1条の4の見出し中「第19条第1項第3号」を「第26条第3号」に改め、同条中「第19条第1項」を「第26条」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改め、同条第1号中「若しくは勤務中に、消費者に電話をし、又は消費者を訪問して」を「、勤務中若しくは消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに又は長時間にわたり反復して、消費者に対し、訪問し、又は電話をかけて、」に改め、同条第2号中「又は」を「若しくは」に、「通知する」を「通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて情報を流布する」に改め、「与えて」の次に「、契約に基づく」を加え、同条第3号中「又は威迫して」を「威迫し、又は困惑させて」に、「又は借入れを受ける」を「若しくは借入れを受け、又は生命保険を解約する」に、「を履行させる」を「の履行を強要する」に改め、同条第4号中「生活物資等」を「商品等」に改め、同条第7号中「消費者からの契約に基づく債務の履行の督促に対して適切な対応をすることなく」を「履行期限を過ぎても契約に基づく自己の債務の完全な履行をしないで」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 事業者の氏名若しくは名称、住所等又は債務の内容について明らかにしないで、又は偽って、消費者に対して、債務の履行を強要する行為

(8) 法律上支払義務がない者に対し、正当な理由なく訪問し、電話をかける等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行を強要する行為

第1条の4に次の1号を加える。

(10) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず、消費者への事前の通知をしないで、履行を中止する行為

第1条の5の見出し中「第19条第1項第4号」を「第26条第4号」に改め、同条中「第19条第1項」を「第26条」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第3号中「生活物資」を「商品等」に改め、同条第4号中「又は威迫して」を「誤信させるような情報を提供し、重要な事項について情報を提供しないで、不当な違約金、損害賠償金を要求し、威迫し、又は困惑させて」に改める。

第2条中「第28条第1項」を「第39条第1項」に、「あっせん」を「助言、あっせんその他の措置」に、「第5条第2項」を「第6条第1項第4号」に改める。

第3条の見出し中「調停に付する」を「あっせん又は調停を行わせる」に改め、同条中「第28条第3項」を「第39条第3項」に、「の調停に付する」を「にあっせん又は調停を行わせる」に改める。

第7条の見出し中「調停」を「あっせん又は調停」に改め、同条第1項中「条例第28条第3項の規定に基づき、消費者苦情が調停に付された」を「第3条の規定による通知があった」に、「調停（以下「調停」という。）」を「あっせん又は調停」に改め、同条第2項中「規定により」の次に「あっせん又は」を加える。

第8条中「期間、」の次に「あっせん又は」を加える。

第9条の見出し中「調停」を「あっせん又は調停」に改め、同条第1項及び第2項中「ときは、」の次に「あっせん又は」を加え、同条第3項中「規定により」の次に「あっせん又は」を加える。

第10条の見出し中「調停」を「あっせん又は調停」に改め、同条中「又は」の次に「あっせん若しくは」を、「打ち切りにより」の次に「あっせん又は」を加える。

第11条及び第12条中「第30条」を「第44条」に改める。

第13条中「第30条第3号」を「第44条第3号」に改める。

第6章中第32条を第34条とし、第31条の2中「第33条第2項」を「第49条第2項」に改め、同条を第33条とする。

第31条中「第34条」を「第50条」に改め、同条を第32条とする。

第6章を第8章とする。

第30条の次に次の1章を加える。

第7章 知事に対する申出

（知事に対する申出の手續）

第31条 条例第48条第1項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することにより行うものとする。

（1）申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに団体にあつては代表者の氏名

（2）申出の趣旨及び求める措置の内容

（3）その他参考となる事項

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章を第3章とし、第1章の2を第2章とする。

別記第10号様式中「第31条の2関係」を「第33条関係」に改め、同様式表中「第33条第2項」を「第49条第2項」に改め、同様式裏中「第33条」を「第49条」に、「第8条、第19条第2項、第25条又は第26条」を「第12条第1項、第24条第1項、第27条第1項、第35条又は第36条」に、「書類」を「又は書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

